

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

自然と共生の街「とす」清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

鳥 栖 市

3. 地域再生計画の区域

鳥栖市の全域

4. 地域再生計画の目標

鳥栖市は、佐賀県の東端に位置し、北は緑をたたえる九千部山の連山、この山を源として清らかな清流が流れ、南は筑後川の満々たる流れを擁し、その間にあるなだらかな丘陵地帯に広がっている都市で、人口は64,000人(平成17年4月現在)面積は7,173haである。

また、本市は、九州の自動車交通の要衝として、国道3号・34号のほか、九州縦貫・横断自動車道により、福岡、鹿児島、大分、長崎方面を結ぶクロスポイントとなっている。さらに鉄道は鹿児島本線と長崎本線の分岐点として、県都佐賀市や福岡市を20分程度で結び、九州新幹線においては、新鳥栖駅を長崎本線と交差する位置に新設することが決定され、現在、工事に着手している。

このような地域条件により、鳥栖市は内陸型の工業地帯を形成し、最近は、保税倉庫を兼ねた流通系の進出が目立つ状況で、人口も緩やかではあるが着実な伸びを見せている状況である。

近年、公共用水域の水質が著しく悪化したが、平成2年3月に公共下水道の供用開始以来、下水道整備を積極的に実施した中心市街地における県河川の水質は、平成2年度にBODが14.2だったものが、平成16年度には2.3へと下水道整備効果により一定の水質変化が見られる。

しかし、周辺部の地域においては汚水処理施設整備の遅れにより、一般家庭の生活の現状は、トイレは汲み取り式、生活雑排水はそのまま水路へ流している家庭が多い状況にある。このため、未整備地域の生活雑排水が河川水に混じり下流域へ流されることから、下流域の水質に影響がある。

この状況から、汚水処理施設整備交付金を平成17年度から平成20年度の4年間に、未整備地域に集中した投資を行うことで、早期に汚水処理施設整備を進め市民の居住環境の向上に努め、鳥栖市の基本目標である「うるおいとゆとりある快適安心のまちづくり」を目指すと共に、市街地においてもホタルを隨所で見ることが出来、市民がやすらぎを感じられる清らかな清流再生計画を目指す。

また、近年問題となっている有明海の再生にも一役を担うものと考える。

(目標1) 公共・浄化槽・農業集落排水事業の3事業を併せた人口普及率を平成16年度末の89.3% 平成20年度末に93%へ向上することを目標とする。

(目標2) 中心市街地における県河川のBODを平成16年度末の2.3 平成20年度末に2.1へ向上することを目標とする。

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 事業の概要

汚水処理施設の未整備地域における公共下水道污水幹線及び面整備事業の計画的な実施と、公共下水道整備区域外の地域における個人設置型の浄化槽設置事業を計画的に実施することで、山麓から流れる清らかな清流を守り、未整備地域住民の居住環境の向上を目指す。

なお、公共下水道は、下水道法第4条第1項の事業認可を平成17年4月5日、承認番号国九整佐都住第18号付けで取得している。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

[事業主体] 鳥栖市

[施設の種類] 公共下水道、浄化槽

[事業区域] 公共下水道 鳥栖市田代地区

淨化槽 鳥栖市全域（ただし、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設整備区域を除く）

[事業期間] 公共下水道 平成17年度～平成20年度

淨化槽 平成17年度～平成20年度

[事業量] 公共下水道 150～450 L=11,900m

淨化槽 5人槽 25基

(個人設置型) 7人槽 65基

[事業費] 公共下水道 960,000千円（うち、単独330,000千円）
（うち、交付金315,000千円）

淨化槽 45,672千円（うち、単独10,050千円）

(個人設置型) （うち、交付金 11,874千円）

合計 1,005,615千円（うち、単独340,050千円）
（うち、交付金 326,874千円）

(5-3) その他の事業

関連事業 として、公共下水道接続の促進のためトイレ改造資金の融資制度を設け、70万円／戸を限度額として低利の融資制度と融資額の完済時に利息の全額補給を行う制度である。

関連事業 として、私道（個人所有地）への下水道管布設制度は、本来、排水設備の範囲で個人施行であるが、2戸以上で奥行き20mの道路の場合、受益者から接続同意書を取り公費で下水道管を施行する制度である。

関連事業 として、下水道から発生する汚泥をコンポスト化し、農地へ還元することで有機栽培などを確立することが出来る。

6 . 計画期間

平成17年度 ~ 平成20年度 (4カ年間)

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

公共下水道については、計画終了後に平成16年度末の普及人口の48,843人を平成20年度末には普及人口を58,000人に増加させる。また、浄化槽整備については、平成16年度末の使用人口5,050人を平成20年度末には使用人口5,600人を目指し、これらの達成状況を評価するため、中心市街地におけるBOD値について、2.3から2.1を目指す。なお、毎年度、地域住民の代表者（自治会長）による事業評価を行い。必要に応じ鳥栖市のホームページによる事業実施状況の掲載を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし